

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和4年8月10日（水）午前9時30分～午前9時40分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

## 3. 出席委員 15名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	欠	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第25号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

## 5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第5回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、竹内委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番岸野委員と、2番石井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第24号から議案第25号の2議案です。</p>
議 長	<p><b>議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件</b></p> <p>議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号16番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ほ場整備を行った農地です。譲受人が耕作しやすいように所有権移転をします。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号16番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号16番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号17番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
3 番 委 員	<p>譲渡人が現在入院中で、もう農業が出来ないとのことです。譲受人が譲渡人の住</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>宅を購入して居住し、全ての農地を耕作する予定です。譲受人は適正に管理されるものと思います。特に問題ありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号17番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号17番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p><b>議案第25号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件</b> 議題とします。事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号5番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
<p>議 長</p> <p>1 番 委 員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 事案番号5番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人は現在神奈川県に在住ですが、もともと地元はこちらで、この度矢掛に帰ってきて農業をされるとのことです。ただ一番心配なのは、年齢が80歳を超えていることです。このまま何年耕作されるのか心配ですが、矢掛に帰ってきて農業をやろうという意気込みを感じます。申請地の西側の農地が今まで荒れていましたが、農業用露天資材置場として転用する申請地を拠点に、今後耕作をされる予定です。ぜひ耕作していただきたいと期待しています。転用については、特に問題ありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号5番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号5番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	次に4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。議案第24号の事案番号17番で所有権移 転されるにあたっての解約であり、問題ありません。
議 長	(2) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
1番委員	山田地区について、確認しました。報告どおり完了しています。
3番委員	小田地区について、確認しました。報告どおり完了しています。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。